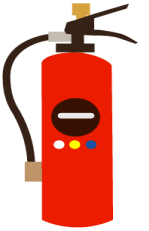


熊本市消防局からのお知らせ

～ 飲食店を営業されている皆様へ～

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市における大規模な火災を受けて、飲食店に対する消防法令が改正されました。

これにより、**小規模な飲食店**にも平成31年10月1日からは、**消火器具**の設置が必要となります。



消火器具の設置が必要となる飲食店

改正前（平成31年9月30日まで）

延べ面積 150㎡以上で設置が必要

改正後（平成31年10月1日以降）

- ①火を使用する設備又は器具のある飲食店 規模にかかわらず設置が必要*
- ②火を使用する設備又は器具のない飲食店 延べ面積150㎡以上で設置が必要

※ただし、次の装置等が設置されている場合は、延べ面積150㎡以上から設置が必要になりません。

調理油過熱防止装置

鍋の温度の過度な上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止する装置

自動消火装置

厨房設備の火災を自動的に感知し、消火薬剤等を放射して火を消す装置

圧力感知安全装置(カセットコンロ)

加熱によるカセットボンベの圧力上昇を感知して、自動的にボンベを外す装置

調理油過熱防止装置

次のマークが付いています。



都市ガス

LPガス



消防法令の改正は、**平成31年10月1日**に施行されます。
それまでに**消火器具の設置**をお願いします。

詳細については、管轄の消防署までお問い合わせください。

管轄ごとのお問い合わせ先(括弧内が管轄)

熊本市消防局

検索

○ 熊本市中央消防署(中央区※1) TEL096-364-2894

○ 熊本市東消防署(東区) TEL096-367-6315

○ 熊本市西消防署(西区・中央区※2) TEL096-353-5028

○ 熊本市益城西原消防署(益城町・西原村) TEL096-286-2298

※1 中央区(西消防署の管轄を除く。) ※2 西区、中央区(一新・慶徳・五福・向山校区)

○ 熊本市南消防署(南区) TEL096-212-0303

○ 熊本市北消防署(北区) TEL096-327-2020